

## 博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名	金崎 泰英
学位	博士（教育学）
学位記番号	新大院博（教）第16号
学位授与の日付	平成 27年 3月 23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博士論文名	学生野球創生期から現代にいたるまでの行動規範の検討 —学生野球憲章の制定・改正の歴史的経緯を辿って—
論文審査委員	主査教授 篠田邦彦 副査教授 八坂剛史 副査准教授 大庭昌昭 副査教授 相庭和彦

## 博士論文の要旨

## 序章

本研究の目的は、我が国に野球が伝来して発展する過程を辿りながら、野球関係者が野球を通して「教育の一環」として伝えようとした事柄とは何かを明らかにすることである。序章では研究方法と用語を説明したのち、学生野球をテーマとした先行研究と本研究の各章の課題との関連性を述べながら、本研究の全体構成を示した。

## 第1章 現代の高校野球における精神性の源泉

第1章では、明治初期の野球の伝来から、1931（明治34）年に早稲田に野球部が設立されるまでの約30年間の野球の歴史を概観するとともに、その間に培われた野球界の精神性とその背景や特徴を明らかにした。その際、特に、学生野球を中心として発展した経緯を持つ我が国の野球の歴史の淵源とされる旧制第一高等学校（以下：一高）の野球部と、後に学生野球協会の初代会長に就任する安部磯雄の言動に注目しながら検討した。

一高の野球は主に、「勝利至上主義」や「武士道的野球」などが特徴として強調され、さらにそれらが後の学生野球に影響を及ぼしたとする見解でほぼ一致している。本研究ではそのことに加え、国内でもトップレベルの学力が要求される一高が、学業を重視し、その学業と野球との両立を目指していた姿勢にも注目した。「インブリー事件」をきっかけに、これらの基本的態度に「屈辱を晴らすための猛練習」と「一高は絶対に勝たねばならない」という「勝利至上主義」や、「武士道的野球」などが結びつき、やがては勝利のためには当面の苦難に屈しない態度なども加わった、独特の精神性を作り出していった、と分析している。

また安部が早稲田の部長に就任した当時は一高が覇権を握っていた頃であり、その状況の中での野球への取り組み方や方向性、精神性は、一高のそれとは異なり英国流のスポーツマンシップに根差していると考えられる。また、安部は戦後設立された学生野球協会の初代会長に就

任していることから、彼の野球に対する考え方や姿勢が、その後の野球界で引き継ぎ受け入れられていたと考えられることから、安部の野球観は今日の野球界にとっても重要な位置を占めていることを指摘した。

## 第2章 害毒論争と甲子園大会のはじまり

第2章では、1911（明治44）年の野球害毒論争（以下、害毒論争）そして1915（大正4）年の選手権大会の開催を二つの柱として検討を進めた。これらに共通するのは、学生野球を新聞社が紙上で取り扱っている点である。我が国では、新聞社はスポーツを記事として取り扱うだけではなく、経営戦略として自らスポーツイベントを主催・後援してきた歴史がある。ここで害毒論争と選手権大会の開催を巡る資料の検討から窺えることは、この時すでに学生野球は一般大衆に認知されていて、新聞記事に採上げられるに十分な対象となっていたことである。また、害毒論争は、学生野球を「否定」的立場から論じたものと、「肯定」的立場から意見を述べるものがあり、双方の論点を分析することにより、当時の学生野球に内在する問題とは何かを確認することができた。また、当時、大学野球がその実力と人気ともに我が国の中心であったにもかかわらず、あえて中学校の全国大会を開催したことに意味があると考え、この周辺の資料を探ることで大学野球に内在する問題の存在が明らかとなった。この点をどのようにして解決しようとしたか、その歴史的経過の再構築を試みた。

明治30年代後半には早稲田大学、慶應義塾が台頭し、一高の覇権が終焉を迎える。この頃には、全国各地の中学校野球も盛んになり、学校を中心とした野球はますます盛んになるが、かつて一高の覇権時代には見られなかった弊害が表出しはじめる。これらの弊害には、学業成績の低下や品行の降下、身体の発育に好ましくない影響を与えるなど、学校教育の立場から見た学生野球が備えるべき学生像との乖離や、野球を学校の宣伝に利用する商業的利用などである。これらを新聞紙上で取り扱ったのが害毒論争である。このことは、学生野球を各社紙上で取り扱えるだけの認知度があったことに加え、学生野球をめぐる弊害をすでに読者側が具体的にイメージできる程になっていたことが示唆される。

学生野球の弊害については、野球を否定した東京朝日側のみでなく、肯定した側も、その弊害の存在を認識していた。さらに、当時の学生野球評価の判断基準が、「一高の野球」や「武士道精神」であった点も共通していた。

しかし、害毒論争は、これら学生野球の問題点を指摘しながらも、具体的に改善に向けたルールの制定や組織の設立を促すまでには至っておらず、それぞれの立場で意見を戦わせたことで終結していた。このことは、学生野球をスキャンダラスに扱うことで購買意欲を煽り、売り上げを伸ばそうとした販売競争にもなっていて、学生野球は販売戦略の道具にされたという見方も否定できない。

また、その後の選手権大会の開催においても同様に、背後に新聞社の経営戦略が垣間見えるが、当時の人気と実力は大学野球が高かったにも拘らず、弊害を抱える大学野球には与しなかった。中等学校の野球こそ正しい方向性を示すものと位置付け、そこでの教育的意義を強調した。この点が中等学校の野球の健全性を保つ鍵となったと指摘している。

しかし、この選手権大会は、中等野球の側からの申し出ではなく、朝日新聞の主導により作られたもので、その出場資格となる地方大会も、当初は予選として準備されたものではなかった。この時、大会を見る一般大衆の側の大会自体への認識が低い状況で開催すれば、そこで

強調された理念や教育的意義は大会そのものや、そこで野球をプレイする者たちへのイメージに結びつきやすくなる。また大会や野球を運営・プレイする側にとっては、強調された理念や教育的意義が具体的な目標となる。双方にとって、それが大会や選手に対する評価基準になることから、大学野球とは異なる視点を提供することとなったのではないかと指摘している。さらに当時の中等野球においては、野球をプレイする態度や応援などについても弊害があるとされていたなか、健全なイメージを示し続けることは、弊害を払拭して野球を善導することにもつながるものであったという見解を示した。

### 第3章 野球統制令とその影響

第3章では、甲子園大会および大学野球の人気の高まりを背景とし、そこから表出した弊害に対する学生野球側の自治が限界に達し、文部省から統制を受けるまでの過程とその統制の内容を分析した。さらにそうした学生野球とは対極に位置し、正しい野球を標榜して設立されたプロ野球における理念の特徴や目指した方向性について検討した。

選手権大会を主催した朝日新聞のライバルである毎日新聞が、その後新たに選抜大会を開催した。また、応援の過熱から早慶戦が中断された後、新たに明治大学に野球部が生まれたことで、早慶明の三大学によるリーグとなった。しかしこのリーグは早慶戦が行われない変則のリーグ戦であった。さらにここへ新たな大学が参入し、最終的に現在の東京六大学リーグとなる。その後、早慶戦も再開されて昭和に入ると、これまで学生野球と大衆をつないでいた新聞に加え、ラジオが野球を伝える媒体となり、野球熱はさらに高まっていく。野球放送を聞く大衆の側のリテラシーはまだ低く、「スポーツマンシップの体現」として野球を受け入れる素地はなかった。最良のチームや選手の勝敗や成績だけにこだわるような態度が横行しており、そのことも野球をめぐる弊害を増幅させていた。その結果、学生野球側が理念や精神性を持って対応する処理では追いつかないほど事態は深刻化し、学生野球側で自浄できる範囲を超えたと判断され、ついに文部省による野球統制令により国から統制を受けることになる。ただし、ここでの統制令は文部省への報告義務を有する事項もあるものの、概ね、運用における範囲が示されたものであった。学生野球側はその範囲内で自治を継続させることが求められるのみで、運用範囲を逸脱した際の罰則規定も定められていなかった。さらに、将来的には学生野球における統制団体の誕生が期待されていたことから、国からの一方的な官僚統制による強い強制力を持ったものではなく、比較的現実的な内容で学生野球の健全化を目指す是正策であったとの解釈を示した。

この統制令により職業野球と学生野球との試合を禁じられることになる。このことがきっかけとなり、来日する全米軍との対戦を可能とするため、新たにプロ野球チームが誕生する。これが現在のプロ野球の原形となった。なお、これに先立ち解散していた運動協会と我が国のプロ野球は、興行的な需要や、経済的な裏付けがあって生まれたものではなかった。むしろ、実力や集客力では学生野球に遠く及ばない状況での発足であった。それは、プロ野球がわずか1チームからの出発であったこと、さらに運動協会は1年間の時間を置き、選手を育成していたことから、窺い知ることができる。さらにこれら2チームの設立趣旨には、学生野球、特に大学野球を浄化させる目的が内包されていた。特に運動協会においては、合宿生活なかで厳しい規律が存在しており、必ず一般教養等を習う時間や自習の時間が設けられていた。このようなことから、当時の大学野球は本分を忘れ、学生が野球を理由に学業を疎かにしていたことに

対する批判的な態度を示したとみることができる。また、学業成績無視の不正な入学、不当な金銭の授受も批判の対象であったことも浄化すべき対象であったことを指摘している。

#### 第4章 戦争による野球への影響

第4章では、日中開戦以降の戦時体制へと移るなかで甲子園大会やプロ野球の中断と、戦後の復活と健全野球の建設の経過をたどった。

戦時下の学生野球は、国が管轄する学校教育機関の中で行われていることであるがゆえに、敵国の文化を排除しようとする力が働き、プロ野球よりも国からの規制を受けやすい立場に立たされていた。一方プロ野球は、国の示す方向性に対し敏感に反応しながらそれに沿うかたちで、野球を継続させる方法を模索し対応していくが、結果的には学生野球も、またプロ野球も終戦を前にその実質的な活動を中断している。戦後、これらの野球が再開される際には、それぞれが課題を抱えたままで再開を目指すことになる。プロ野球は選手が少なかったことから、まずは東西対抗として復活させた。一方、大学野球はプロ野球とほぼ同様に混成チームによるOB戦として復活させたが、中等野球は、終戦の翌年に大会を再開させようと、その運営組織となる連盟を立ち上げ、各地で巡回指導を行いながら環境整備に進め、結果的には戦前を上回る参加校で大会の開催にこぎつけた。なお、プロ野球の東西対抗と、六大学のOB戦は、観客者数に大きな差が見られ、戦前の大学野球とプロ野球の人気の状況がそのまま引き継がれていたが、プロ野球においては、翌年の戦後初のシーズンには、戦前に目標とされていた年間の観客数100万人を超える150万人を記録した。

戦争は、野球を実施しない空白期間を生んだが、在学期間のある学生野球には不利に働いた。特に、大学野球においては、その人気の要因の一つに実力の高さがあったが、空白期間の存在はそれを低下させ、また回復させるためにも時間が必要となった。一方、プロ野球は、終戦の前年まで試合が行われており、また在籍期間や年齢にも基本的に制限がないことから、大学野球よりも影響が小さく、その結果、大学野球とプロ野球の相対的な実力差がここで縮小したことが、戦後のプロ野球の観客数増加にも影響を及ぼしたと考えられる。

#### 第5章

第4章まで、我が国の野球の歴史を辿りつつ、学生野球において求められる方向性や理念について検討してきたが、第5章ではこれまでの考察を、学生野球と教育の関係にテーマを絞って論じた。

本章では、まず戦後、学生野球側が自治を回復した経緯と、そこで示した方向性を明らかにすると同時に、戦後新たなかたちで表出した問題点に対し、学生野球側による対応からも、その方向性をさぐった。その後、学生野球がプロ野球に対比して守ったアマチュアリズム、また教育の一環として示してきたその内容について検討を加え、それらを、近年改正された野球憲章や、学生野球資格回復研修の内容と照らし合わせつつ、今後の学生野球における指導に求められる考え方や方向性を明らかにした。

戦後学生野球側は、指導的立場を担う学生野球協会の設置と基盤の規範となる基準要綱を制定して自治を回復させ、その後、基準要綱を改正して野球憲章を制定した。戦後の混乱期はかつてのように野球を行える環境にはなかったが、戦後の復興と共に野球の環境も整い、特にプ

ロ野球人気の上昇は、戦前の状況からは予想できない程めざましいものであった。そうしたなかプロ野球は、選手獲得のため、アマチュア選手の獲得に激しいスカウト合戦を繰り広げた。その行き過ぎがもととなり、プロ野球と学生野球との間に断絶を生み出した。その後、時間をかけて両者の関係を回復させていくなか、野球憲章を全面改正し、新たに学生野球資格を回復させる研修の導入に至った。かつて制定された基準要綱および野球憲章は、制定当時の社会状況に合わせて作られたものであり、その後の我が国を取り巻く社会環境の変化や学生野球を取り巻く新たな環境により、これまでにない問題も現れてきた。そのたびに野球憲章の部分改正を行ってきたが、それでは対応しきれない状況に直面してきた。そこで全面的に改正を図って生まれたのが新しい野球憲章である。ここでは、基準要綱からの学生野球の理念は守り引き継がれつつ、学生の教育を受ける権利を明確に捉えなおすことで、様々な次元の問題に対応する姿勢が示された。また、学生野球が学校教育の一環であることが明記されたことは画期的な出来事である。学生野球資格回復研修においても強調されていたのは、学校教育における位置づけであり、全体を通し、一貫して学生としての本分を全うすることが求められている。この厳然たる態度を維持し、実践することで学生が行う野球の健全性が保たれるのだと考えられる。

#### 審査結果の要旨

申請者金崎氏は、従来の歴史の隙間を埋める資料を東奔西走して丹念に集め、その過程でこれまで不明だった野球の歴史の一コマについて新資料を発見している。慎重かつ丁寧な作業を積み重ね、我が国の学生野球が作り出した独特の精神性と、そこから派生した悪弊と弾圧、そして名誉回復の歴史を再構成した。この作業を通して学生野球に関わるプレイヤーのみならず、関係する様々な立場のものに求められる行動規範が、学生野球憲章という理念としてどのように形成、修正されてきたか、それによって今後の学生野球にどのような可能性が開けたかを示す新たな歴史観を構築した。その中で、野球が伝わって以来、野球に携わる様々な立場の者が従うべき行動の規範として脈々と受け継がれてきたのは我が国の武士道と融合したアマチュアリズムとスポーツマンシップであるという見解を示した。それが今日の野球憲章の中に教育の一環として遵守されるべきものとされていることから、この理念を正しく伝え、実践することが野球の健全化につながる、との結論に至った。このことは、戦前と戦後の教育体制に関する考察に若干甘さを感じられるものの、その瑕疵を補って余りある。本論文は一貫して教育界における野球のあり方を検討し、ここで明らかにされた健全な野球の新たな教育的価値を示していることから、博士（教育学）の学位を授与するに値する。